

第21期第8回福島県内水面漁場管理委員会

資料

福島県内水面漁場管理委員会



第 6 号	福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部改正について	
	概要	33
	新旧対照表 (案)	34
	福島県内水面漁場管理委員会運営規程 (案)	35
第 7 号	福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部改正について	
	概要	40
	新旧対照表 (案)	41
	福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程 (案)	45
第 8 号	福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の制定について	
	概要	52
	新旧対照表 (案)	53
	福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程 (案)	64

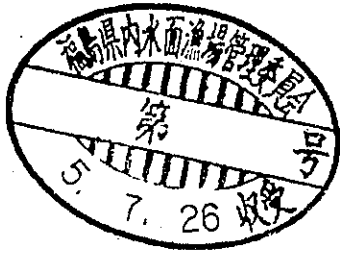
報告事項

ア	全国内水面漁場管理委員会連合会令和 5 年度通常総会について	
	通常総会次第	68
	第 3 号議案 令和 5 年度事業計画案及び収支予算案について	69
	第 4 号議案 令和 5 年度提案書案について	73

目次

議案

第1号	内水面共同漁業権の免許について（諮問、答申）	
	諮問文（写）	1
	内水面共同漁業権免許申請提出書類一覧	2
	内水面共同漁業権免許適格性一覧	6
	答申文（案）	9
	第五種共同漁業権一斉切替事務日程について	10
第2号	内水面共同漁業権の遊漁規則の認可について（諮問、答申）	
	諮問文（写）	11
	内水面共同漁業権遊漁規則認可申請提出書類一覧	12
	遊漁料一覧	16
	遊漁規則認可基準	20
	答申文（案）	21
第3号	漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準について（協議）	
	協議文（写）	22
	漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準（案）	23
第4号	福島県内水面区画漁業権の漁場計画の案に関する公聴会の結果について	
	公聴会の結果について	24
	福島県内水面区画漁業権漁場計画の案に関する公聴会出席者名簿	25
	公述申請書	26
第5号	福島県内水面区画漁業権の漁場計画の案について（答申）	
	諮問文（写）	28
	概要	29
	福島県内水面区画漁業権漁場計画の案	30
	答申文（案）	31
	第二種区画漁業権免許一斉切替事務日程について	32



5 生流第 1769 号
令和 5 年 7 月 26 日

福島県内水面漁場管理委員会長 様

福島県知事



漁業の免許について（諮問）

令和 5 年 5 月 11 日付けで決定した内水面共同漁業権漁場計画に対し、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 69 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり申請がありましたので、同法第 70 条の規定も基づき貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 鈴木 電話 024-521-7379）

内水面共同漁業権免許申請提出書類一覧

内水面共同漁業権 免許申請者

提出書類

公示番号	漁業権設定 河川名	申請日	申請 受理日	申請者の住所	申請者	申請書	収入証紙	定款	登記事項証明書	事業計画書	第2項第2号関係	漁業法第72条	総(代)会議事録	増殖計画	代表者選定届	漁業権持分届
内共第1号	真野川	R5.6.29	R5.7.4	南相馬市鹿島区西 町一丁目1番地	真野川 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第2号	新田川	R5.6.16	R5.7.4	南相馬市原町区桜 井町二丁目120番地 の8	新田川・太田川 漁業協同組合	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○
内共第3号	太田川	R5.6.16	R5.7.4	南相馬市原町区桜 井町二丁目120番地 の8	新田川・太田川 漁業協同組合	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○
内共第4号	請戸川	R5.6.27	R5.7.4	双葉郡浪江町大字 権現堂字下川原94 番地1	◎室原川・高瀬川 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第5号	熊川	R5.6.29	R5.7.4	双葉郡浪江町大字 北幾世橋字荒井前 2番地の2	泉田川 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第6号	富岡川	R5.6.20	R5.7.4	双葉郡大熊町大字 熊川字久麻川49 5番地の1	熊川 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第7号	井出川	R5.6.15	R5.7.4	双葉郡富岡町大字 本岡字上本町420番 地1	富岡川 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第8号	木戸川	R5.6.15	R5.7.4	双葉郡楢葉町大字 前原字中川原68番 地	木戸川 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第8号	木戸川	R5.6.15	R5.7.4	双葉郡楢葉町大字 前原字中川原68番 地	木戸川 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

内水面共同漁業権免許申請提出書類一覧 続き

内水面共同漁業権 免許申請者

提出書類

公示番号	漁業権設定 河川名	申請日	申請 受理日	申請者の住所	申請者	申請書	収入証紙	定款	登記事項証明書	事業計画書	第2項第2号関係	第2項第2号関係	総(代)会議事録	増殖計画	代表者選定届	漁業権持分届
内共第9号	夏井川	R5.6.30	R5.7.4	いわき市平字月見 町51番地の5 ウイーンビレッジ 301号	夏井川 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第10号	鮫川	R5.6.15	R5.7.4	いわき市川部町川 原32番地	鮫川 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第11号	阿武隈川	R5.6.28	R5.6.30	福島市宮代字上川 原10番地	阿武隈川 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第12号	久慈川	R5.6.21	R5.6.30	東白川郡矢祭町大 字東館字館本52番 地	久慈川第一 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第13号	猪苗代湖	R5.6.20	R5.6.30	耶麻郡猪苗代町大 字千代田字中島26 番地2	猪苗代・秋元非出資 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第14号	秋元湖	R5.6.20	R5.6.30	耶麻郡猪苗代町大 字千代田字中島26 番地2	猪苗代・秋元非出資 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第15号	小野川湖	R5.6.26	R5.6.30	耶麻郡北塩原村大 字檜原字剣ヶ峯 1093番地	檜原 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第16号	檜原湖	R5.6.26	R5.6.30	耶麻郡北塩原村大 字檜原字剣ヶ峯 1093番地	檜原 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第17号	阿賀川	R5.6.12	R5.6.30	耶麻郡西会津町野 沢字原町乙2148番 地	西会津地区非出資 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

内水面共同漁業権免許申請提出書類一覧 続き

内水面共同漁業権 免許申請者

提出書類

公示番号	漁業権設定 河川名	申請日	申請 受理日	申請者の住所	申請者	申請書	収入証紙	定款	登記事項証明書	事業計画書	第2項第2号関係	第2項第72条	漁業法第72条	総(代)会議事録	増殖計画	代表者選定届	漁業権持分届
内共第18号	阿賀川・日橋川	R5.6.27	R5.6.30	河沼郡会津坂下町 大字白狐字堀南乙 174番地の7	阿賀川非出資 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第19号	大川	R5.6.30	R5.6.30	会津若松市北会津 町三本松字中大川 向27番地	会津非出資 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第20号	大川	R5.6.8	R5.6.30	南会津郡下郷町大 字豊成字下モ6370 番地	南会津東部非出資漁業 協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第21号	只見川	R5.6.27	R5.6.30	河沼郡柳津町大字 柳津字諏訪町甲61 番地2	只見川 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第22号	沼沢湖	R5.6.12	R5.6.30	大沼郡金山町大字 中川字大田面1488 番地	沼沢 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第23号	野尻川	R5.6.22	R5.6.30	大沼郡金山町大字 玉梨字横井戸2798 番地の1	野尻川非出資 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第24号	只見川	R5.6.30	R5.6.30	南会津郡只見町大 字只見字田中1215 番地の1	伊北地区非出資 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第25号	伊南川	R5.6.5	R5.6.30	南会津郡南会津町 山口字堀田770番地 1	南会津西部非出資 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

内水面共同漁業権免許申請提出書類一覧 続き

内水面共同漁業権 免許申請者

提出書類

公示番号	漁業権設定 河川名	申請日	申請 受理日	申請者の住所	申請者	申請書	収入証紙	定款	登記事項証明書	事業計画書	第2項第2号関係	第72条	総(代)会議事録	増殖計画	代表者選定届	漁業権持分届
内共第26号	檜枝岐川・只見川	R5.6.26	R5.6.30	南会津郡檜枝岐村 字見通1155番地1	檜枝岐村 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第27号	大鳥湖・奥只見湖・只見川	R5.6.26	R5.6.30	南会津郡檜枝岐村 字見通1155番地1 新潟県魚沼市佐梨 1105番地の16	◎檜枝岐村 漁業協同組合 魚沼 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第28号	尾瀬沼・沼尻川	R5.6.26	R5.6.30	南会津郡檜枝岐村 字見通1155番地1 群馬県沼田市桜町 4669番地1	◎檜枝岐村 漁業協同組合 利根 漁業協同組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

◎は共同申請における代表組合
※原発事故の影響により策定できる状況にない

内水面共同漁業権免許適格性一覧
 内水面共同漁業権 免許申請者 水協法第48条、第50条、第52条関係 漁業法第72条第2項第2号関係

公示番号	漁業権設定 河川名	申請者	総(代)会の議決	正組合員数(総代数)	総会出席正組合員数 (総代数)	漁業権取得賛成者数	適否	関係地区の組合員 の漁業者数/関係地区 の組合員数(比率%)	C	適否	増殖計画の適否	不免許該当事項の有無	競願の有無	D
			A	B										
内共第1号	真野川	真野川 漁業協同組合	○ 105	101	100	適		100		適	適	無	無	
内共第2号	新田川	新田川・太田川 漁業協同組合	○ 302	169	166	適		100		適	適	無	無	
内共第3号	太田川	新田川・太田川 漁業協同組合	○ 302	169	166	適		100		適	適	無	無	
内共第4号	請戸川	室原川・高瀬川 漁業協同組合	○ 90	87	86	適		100		適	適	無	無	
内共第5号	熊川	泉田川 漁業協同組合	○ 318	201	200	適		100		適	適	無	無	
内共第6号	富岡川	熊川 漁業協同組合	○ 50	35	34	適		100		適	適	無	無	
内共第7号	井出川	富岡川 漁業協同組合	○ 49	37	36	適		100		適	適	無	無	
内共第8号	木戸川	木戸川 漁業協同組合	○ 185	111	110	適		100		適	適	無	無	
内共第9号	夏井川	木戸川 漁業協同組合	○ 185	111	110	適		100		適	適	無	無	
内共第10号	鮫川	夏井川 漁業協同組合	○ 100	63	62	適		100		適	適	無	無	
		鮫川 漁業協同組合	○ 93	74	73	適		100		適	適	無	無	

内水面共同漁業権免許適格性一覧 続き

内水面共同漁業権 免許申請者 水協法第48条、第50条、第52条関係 漁業法第72条第2項第2号関係

公示番号	漁業権設定 河川名	申請者	総(代)会の議決	正組員数(総代数)	総会出席正組員数 (総代数)	漁業権取得費成者数	適否	区内の漁業者の属する地 総世帯数(比率%)	関係地区の組合員 の世帯数/関係地の	適否	適格性	増殖計画の適否	不免許該当事項の有無	競願の有無
			A	B	C	D								
内共第11号	阿武隈川	阿武隈川 漁業協同組合	○	100	86	83	適	100	100	適	適	適	無	無
内共第12号	久慈川	久慈川第一 漁業協同組合	○	96	82	81	適	100	100	適	適	適	無	無
内共第13号	猪苗代湖	猪苗代・秋元非出資 漁業協同組合	○	90	64	63	適	100	100	適	適	適	無	無
内共第14号	秋元湖	猪苗代・秋元非出資 漁業協同組合	○	90	64	63	適	100	100	適	適	適	無	無
内共第15号	小野川湖	檜原 漁業協同組合	○	106	82	81	適	100	100	適	適	適	無	無
内共第16号	檜原湖	檜原 漁業協同組合	○	106	82	81	適	100	100	適	適	適	無	無
内共第17号	阿賀川	西会津地区非出資 漁業協同組合	○	74	55	54	適	100	100	適	適	適	無	無
内共第18号	阿賀川・日橋川	阿賀川非出資 漁業協同組合	○	98	66	65	適	100	100	適	適	適	無	無
内共第19号	大川	会津非出資 漁業協同組合	○	96	96	95	適	100	100	適	適	適	無	無
内共第20号	大川	南会東部非出資 漁業協同組合	○	100	92	91	適	100	100	適	適	適	無	無
内共第21号	只見川	只見川 漁業協同組合	○	286	222	221	適	100	100	適	適	適	無	無

内水面共同漁業権免許適格性一覧 続き
内水面共同漁業権 免許申請者

漁業法第72条第2項第2号関係

水協法第48条、第50条、第52条関係

公示番号	漁業権設定 河川名	申請者	総(代)会の議決	正組員数(総代数)	総会出席正組員数 (総代数)	漁業権取得費成者数	適否	区内の漁業者の属する地 総世帯数(比率%)	適否	適格性	増殖計画の適否	不免許該当事項の有無	競願の有無	
													A	B
内共第22号	沼沢湖	沼沢 漁業協同組合	○	43	34	33	適	100	適	適	適	無	無	
内共第23号	野尻川	野尻川非出資 漁業協同組合	○	169	136	132	適	100	適	適	適	無	無	
内共第24号	只見川	伊北地区非出資 漁業協同組合	○	143	100	99	適	100	適	適	適	無	無	
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資 漁業協同組合	○	95	81	80	適	100	適	適	適	無	無	
内共第26号	檜枝岐川・只見川	檜枝岐村 漁業協同組合	○	139	93	92	適	100	適	適	適	無	無	
内共第27号	大鳥湖・奥只見湖・只見川	檜枝岐村 漁業協同組合	○	139	93	92	適	100	適	適	適	無	無	
		魚沼 漁業協同組合	○	100	99	98	適	100	適	適	適	無	無	
内共第28号	尾瀬沼・沼尻川	檜枝岐村 漁業協同組合	○	139	93	92	適	100	適	適	適	無	無	
		利根 漁業協同組合	○	100	83	82	適	100	適	適	適	無	無	

※Aは、正組員数の1/2以上の出席、Bは、議決権の2/3以上の費成で適

※Cは、2/3以上の比率で適

※Dは、漁業法第71条第1項第1号~第4号

5 内水漁管委第 号
令和 5 年 8 月 日

福 島 県 知 事 様

福島県内水面漁場管理委員会
会 長 片 山 亜 優



漁業の免許について（答申）

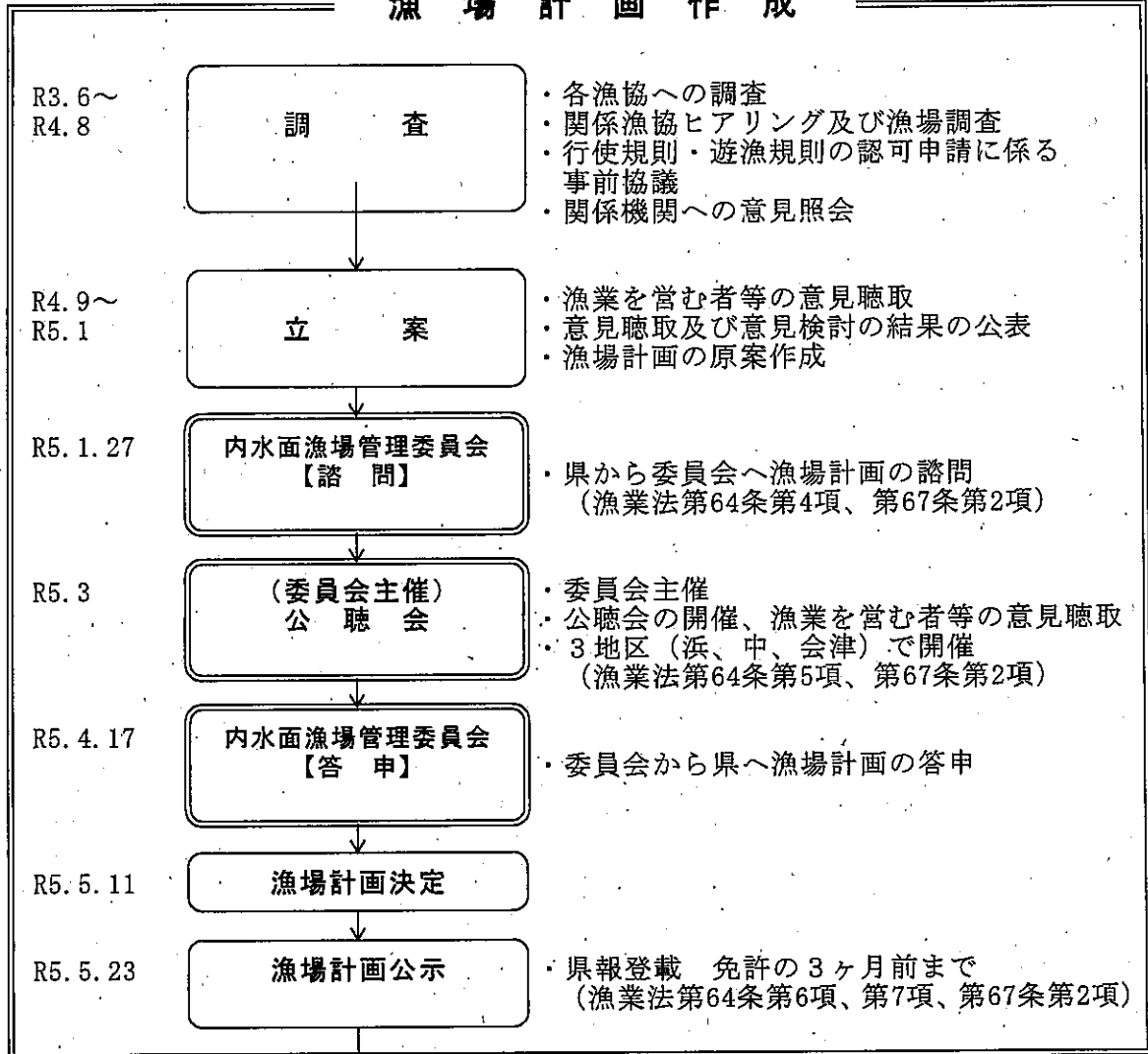
令和 5 年 7 月 26 日付け 5 生流第 1769 号で諮問ありましたこのことについて、当
委員会の意見は下記のとおりです。

記

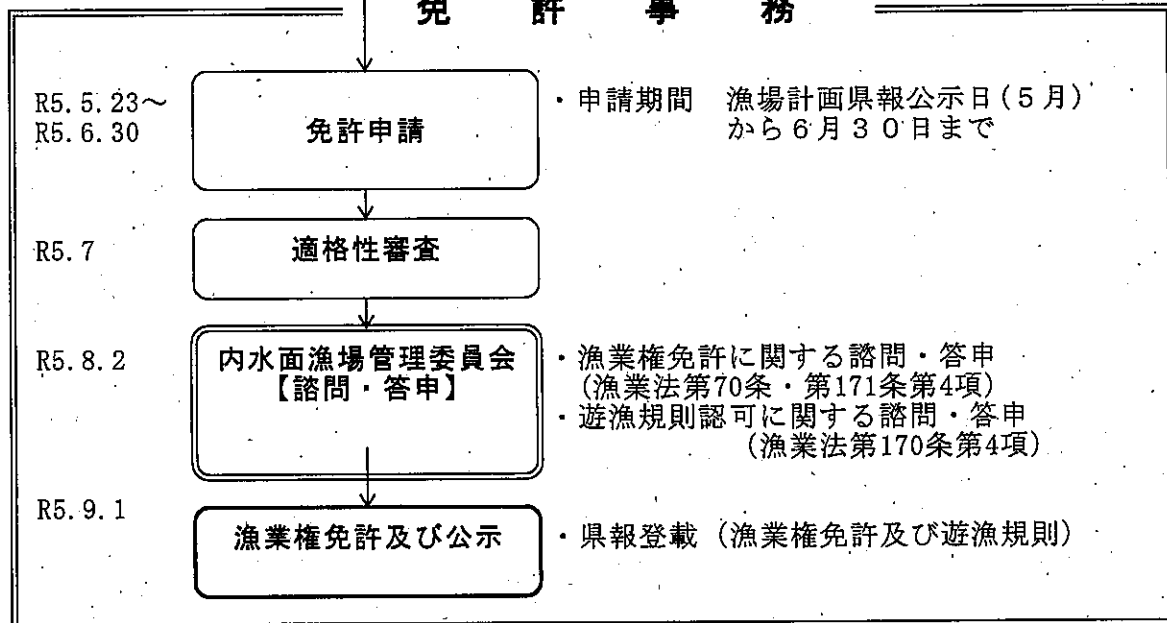
（事務担当 事務局 書記 鈴木 電話 024-521-7379）

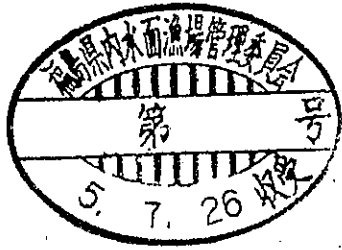
第五種共同漁業権一斉切替事務日程について

漁場計画作成



免許事務





5 生流第 1793 号
令和 5 年 7 月 26 日

福島県内水面漁場管理委員会 長 様

福島県知事



漁業権遊漁規則の認可について (諮問)

令和 5 年 5 月 11 日付けで決定した内水面共同漁業権漁場計画に関して、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 170 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり遊漁規則の認可の申請がありましたので、同条第 4 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

(事務担当 農林水産部水産課 副主査 鈴木 電話 024-521-7379)

内水面共同漁業権遊漁規則認可申請提出書類一覧

公示番号	漁業権設定 河川名	内水面共同漁業権 免許申請者		提出書類	
		申請日	申請受理日	申請書	遊漁規則 総(代)会 議事録
内共第1号	真野川	R5.6.29	R5.7.4	南相馬市鹿島区西 町一丁目1番地 真野川 漁業協同組合	○ ○ ○ ○
内共第2号	新田川	R5.6.16	R5.7.4	南相馬市原町区桜 井町二丁目120番地 の8 新田川・太田川 漁業協同組合	○ ○ ○ ○
内共第3号	太田川	R5.6.16	R5.7.4	南相馬市原町区桜 井町二丁目120番地 の8 新田川・太田川 漁業協同組合	○ ○ ○ ○
内共第4号	請戸川	R5.6.27	R5.7.4	双葉郡浪江町大字 権現堂字下川原94 番地1 室原川・高瀬川 漁業協同組合	○ ○ ○ ○
内共第5号	熊川	R5.6.29	R5.7.4	双葉郡大熊町大字 熊川字久麻川495番 地の1 熊川 漁業協同組合	○ ○ ○ ○
内共第6号	富岡川	R5.6.20	R5.7.4	双葉郡富岡町大字 本岡字上本町420番 地1 富岡川 漁業協同組合	○ ○ ○ ○
内共第7号	井出川	R5.6.15	R5.7.4	双葉郡檜葉町大字 前原字中川原68番 地 木戸川 漁業協同組合	○ ○ ○ ○
内共第8号	木戸川	R5.6.15	R5.7.4	双葉郡檜葉町大字 前原字中川原68番 地 木戸川 漁業協同組合	○ ○ ○ ○

内水面共同漁業権遊漁規則認可申請提出書類一覧 続き

公示番号	漁業権設定 河川名	申請日	申請受理日	申請者の住所	申請者	提出書類		
						申請書	遊漁規則	総(代)会 議事録
内共第9号	夏井川	R5.6.30	R5.7.4	いわき市平字月見 町51番地の5 ウイーンビレッジ 301号	夏井川 漁業協同組合	○	○	○
内共第10号	鮫川	R5.6.15	R5.7.4	いわき市川部町川 原32番地	鮫川 漁業協同組合	○	○	○
内共第11号	阿武隈川	R5.6.28	R5.6.30	福島市宮代字上川 原10番地	阿武隈川 漁業協同組合	○	○	○
内共第12号	久慈川	R5.6.21	R5.6.30	東白川郡矢祭町大 字東館字館本52番 地	久慈川第一 漁業協同組合	○	○	○
内共第13号	猪苗代湖	R5.6.20	R5.6.30	耶麻郡猪苗代町大 字千代田字中島26 番地2	猪苗代・秋元非出資 漁業協同組合	○	○	○
内共第14号	秋元湖	R5.6.20	R5.6.30	耶麻郡猪苗代町大 字千代田字中島26 番地2	猪苗代・秋元非出資 漁業協同組合	○	○	○
内共第15号	小野川湖	R5.6.26	R5.6.30	耶麻郡北塩原村大 字檜原字剣ヶ峯 1093番地	檜原 漁業協同組合	○	○	○
内共第16号	檜原湖	R5.6.26	R5.6.30	耶麻郡北塩原村大 字檜原字剣ヶ峯 1093番地	檜原 漁業協同組合	○	○	○
内共第17号	阿賀川	R5.6.12	R5.6.30	耶麻郡西会津町野 沢字原町乙2148番 地	西会津地区非出資 漁業協同組合	○	○	○

内水面共同漁業権遊漁規則認可申請提出書類一覧 続き

公示番号	漁業権設定 河川名	内水面共同漁業権 免許申請者		提出書類	
		申請日	申請受理日	申請書	遊漁規則 総(代)会 議事録
内共第18号	阿賀川・日橋川	R5.6.27	R5.6.30	○	○
内共第19号	大川	R5.6.30	R5.6.30	○	○
内共第20号	大川	R5.6.8	R5.6.30	○	○
内共第21号	只見川	R5.6.27	R5.6.30	○	○
内共第22号	沼沢湖	R5.6.12	R5.6.30	○	○
内共第23号	野尻川	R5.6.22	R5.6.30	○	○
内共第24号	只見川	R5.6.30	R5.6.30	○	○
内共第25号	伊南川	R5.6.5	R5.6.30	○	○

内水面共同漁業権遊漁規則認可申請提出書類一覧 続き

公示番号	漁業権設定 河川名	申請日	申請 受理日	申請者の住所	申請者	提出書類		
						申請書	遊漁規則	総(代)会 議事録
内共第26号	檜枝岐川・只見川	R5.6.26	R5.6.30	南会津郡檜枝岐村 字見通1155番地1	檜枝岐村 漁業協同組合	○	○	○
内共第27号	大鳥湖・奥只見湖・只見川	R5.6.26	R5.6.30	南会津郡檜枝岐村 字見通1155番地1	檜枝岐村 漁業協同組合	○	○	○
		R5.6.27	R5.6.30	新潟県魚沼市佐梨 1105番地の16	魚沼 漁業協同組合	○	○	○
内共第28号	尾瀬沼・沼尻川	R5.6.26	R5.6.30	南会津郡檜枝岐村 字見通1155番地1	檜枝岐村 漁業協同組合	○	○	○
		R5.6.26	R5.6.30	群馬県沼田市桜町 4669番地1	利根 漁業協同組合	○	○	○

遊漁料一覽

内共番号	漁業權設定 河川名	申請者	魚種	漁具・漁法	遊漁料 (円)		遊漁規則の 適用性※	備考
					一日券	現場加算額		
内共第1号	真野川	真野川 漁業協同組合	あゆ、こい、ふな、うぐい、 うなぎ、やまめ、いわな、も くずがに	手釣、竿釣、	1,000	500 5,000	適	もくずがに が追加
				船釣				
内共第2号	新田川	新田川・太田川 漁業協同組合	あゆ、こい、ふな、うぐい、 うなぎ、やまめ、いわな	手釣、竿釣	1,500	500 6,000	適	
				投網		500 9,000		
内共第3号	太田川	新田川・太田川 漁業協同組合	あゆ、こい、ふな、うぐい、 うなぎ、やまめ、いわな、わ かさぎ	手釣、竿釣	1,500	500 6,000	適	
				投網		500 9,000		
内共第4号	請戸川	室原川・高瀬川 漁業協同組合	あゆ、こい、ふな、うぐい、 やまめ、いわな、わかさぎ	手釣、竿釣、	2,300	1,000 7,500	適	
				たも網		1,000 10,000		
内共第5号	熊川	熊川 漁業協同組合	うなぎ	手釣、竿釣、置針、		1,000 10,000	適	
				どう				
内共第6号	富岡川	富岡川 漁業協同組合	あゆ、うぐい、やまめ、いわ な	手釣、竿釣	800	4,000	適	
				投網		4,000		
内共第7号	井出川	木戸川 漁業協同組合	あゆ、うぐい、やまめ、いわ な	手釣、竿釣	1,000	500 4,500	適	うなぎが 追加
				投網、さで網		500 5,000		
内共第8号	木戸川	木戸川 漁業協同組合	うなぎ	手釣、竿釣、竹筒、		500 5,000	適	
				せん				
内共第7号	井出川	木戸川 漁業協同組合	あゆ、やまめ、いわな	手釣、竿釣	600	200 3,000	適	
				手釣、竿釣、投網、		200 4,000		
内共第8号	木戸川	木戸川 漁業協同組合	あゆ、こい、うぐい、うな ぎ、やまめ、いわな	さで網、たも網		6,500	適	
				手釣、竿釣		9,500		
内共第8号	木戸川	木戸川 漁業協同組合	全魚種 (内共第8号木戸川共通)	手釣、竿釣、投網、		9,500	適	
				さで網、たも網		200 4,000		
内共第8号	木戸川	木戸川 漁業協同組合	あゆ、こい、うぐい、うな ぎ、やまめ、いわな	手釣、竿釣	900	200 4,000	適	
				手釣、竿釣、投網、		200 6,000		
内共第8号	木戸川	木戸川 漁業協同組合	全魚種 (内共第7号井出川共通)	さで網、たも網		6,500	適	
				手釣、竿釣		9,500		

遊漁料一覧 続き

公示番号	漁業権設定		申請者	魚種	漁具・漁法		遊漁料(円)		遊漁規則の 適合	備考
	河川名	河川名			一日券	現場加算額	一年券	額の妥当性※		
内共第9号	夏井川	夏井川	夏井川 漁業協同組合	こい、ふな、あゆ、うぐい、 いわな、やまめ、うなぎ こい、ふな、うぐい、うなぎ	手釣、竿釣 手釣、竿釣	2,000 一日券:1,000 1,000	7,000	○	適	
内共第10号	鮫川	鮫川	鮫川 漁業協同組合	全魚種	投網 竿釣	2,000 500 7,000	7,000	○	適	
内共第11号	阿武隈川	阿武隈川	阿武隈川 漁業協同組合	全魚種 あゆ以外の魚種	手釣、竿釣、 たも網 手釣、竿釣、 たも網	1,500 900 一日券:100 年券:500	7,000 5,000	○	適	
内共第12号	久慈川	久慈川	久慈川第一 漁業協同組合	あゆ	竿釣 (解禁日当日) 竿釣 (解禁日翌日以降) 竿釣・投網 竿釣 (内共第10号鮫 川共通4/1-12/31)	2,000 1,500 7,800 10,000	2,000 1,500	○	適	うなぎが 追加
内共第13号	猪苗代湖	猪苗代湖	猪苗代・秋元非出資 漁業協同組合	こい、ふな、うぐい、いわ な、やまめ、わかさぎ	手釣、竿釣、まき餌 釣 船釣	700 一日券:300 1,000 一日券:500	7,000 9,500	○	適	うなぎが削 除、わかさ ぎが追加
内共第14号	秋元湖	秋元湖	猪苗代・秋元非出資 漁業協同組合	こい、ふな、うぐい、いわ な、やまめ、わかさぎ	手釣、竿釣、まき餌 釣、穴釣 船釣	700 一日券:300 1,000 一日券:500	7,000 9,500	○	適	
内共第15号	小野川湖	小野川湖	檜原 漁業協同組合	全魚種(こい、ふな、いわ な、やまめ、わかさぎ) いわな、やまめ (4/1-9/30)	手釣、竿釣、ドーム 船・屋形船釣 船釣 手釣、竿釣、ドーム 船・屋形船釣、船釣 竿釣	700 1,000 500 12,000 6,000	300 500 12,000 6,000	○	適	うぐいとう なぎが削除

遊漁料一覧 続き

公示番号	漁業権設定 河川名	申請者	魚種	遊漁料 (円)		遊漁料の 一年券 額の妥当性※	遊漁規則の 適否	備考	
				一日券	現場加算額				
内共第16号	檜原湖	檜原 漁業協同組合	全魚種 (こい、ふな、いわ な、やまめ、わかさぎ)	手釣、竿釣、ドーム 船・屋形船釣	700	300	○	うぐいとう なぎが削除	
			いわな、やまめ (4/1-9/30)	竿釣		6,000	○		
内共第17号	阿賀川	西会津地区非出資 漁業協同組合	こい、ふな、うぐい、いわ な、やまめ	手釣、竿釣	1,000	一日券:1,000	3,900	○	適
内共第18号	阿賀川・日橋川	阿賀川非出資 漁業協同組合	全魚種	手釣、竿釣	1,000	1,000	7,700	○	わかさぎと あゆが削除
内共第19号	大川	会津非出資 漁業協同組合	あゆ うぐい、いわな、やまめ、う な、わかさぎ	竿釣	2,500	一日券:500	10,000	○	適
内共第20号	大川	南会津非出資 漁業協同組合	うぐい、いわな、やまめ、わ かさぎ	手釣、手釣	1,050	一日券:1,050	5,250	○	こいが削除
			あゆ	竿釣	2,100	一日券:2,100	12,600	○	
内共第21号	只見川	只見川 漁業協同組合	こい、うぐい、やまめ、いわ な	手釣、竿釣	1,000	一日券:1,000	4,000	○	ふなどあゆ が削除
内共第22号	沼沢湖	沼沢 漁業協同組合	ひめます	陸釣、手釣、竿釣	2,000	一日券:2,000	13,000	○	適
内共第23号	野尻川	野尻川非出資 漁業協同組合	あゆ うぐい、いわな、やまめ	船釣、手釣、竿釣 竿釣	4,000	一日券:2,000	26,000	○	適
				竿釣	2,300	一日券:2,300	9,000	○	
内共第24号	只見川	伊北地区非出資 漁業協同組合	全魚種	竿釣	1,000	一日券:500	4,500	○	1,000円 (船釣同乗 者1人1日)
				船釣	3,500		15,000	○	
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資 漁業協同組合	あゆ うぐい、いわな、やまめ	竿釣	2,500	一日券:2,500	12,000	○	適
				竿釣	1,100	一日券:900	6,500	○	

遊漁料一覧 続き

公示番号	漁業権設定 河川名	申請者	魚種	漁具・漁法	遊漁料(円)		遊漁料の 額の妥当性※	遊漁規則の 適否	備考
					一日券	現場加算額 一年券			
内共第26号	檜枝岐川・只見川	檜枝岐村 漁業協同組合	いわな、やまめ	竿釣	1,050	一日券:450 4,800	○	適	
内共第27号	大鳥湖・奥只見湖 ・只見川	檜枝岐村	こい、ふな、うぐい、いわ な、やまめ、わかさぎ	竿釣	1,050	一日券:450 4,800	○	適	
		尾瀬沼 漁業協同組合	こい、ふな、うぐい、いわ な、やまめ、わかさぎ	竿釣	1,050	525 4,800	○		
内共第28号	尾瀬沼・沼尻川	檜枝岐村	いわな、やまめ	竿釣	1,050	500 4,800	○	適	
		利根 漁業協同組合	いわな、やまめ	竿釣	1,050	500 4,800	○		

※遊漁料の額の妥当性：
 遊漁料(1年券)の限度額は、組合費(賦課金+行使用料)×130%の100円未満を四捨五入した額
 遊漁料(1日券)の限度額は、組合費(賦課金+行使用料)×130%×25%の100円未満を四捨五入した額

遊漁規則認可基準

- 1 遊漁を不当に制限しないものであること。
 - (1) 次の事項につき組合員と遊漁者との取扱いが公平なものであること。

ただし、漁具漁法については、漁業権行使規則により組合員の行使者の資格及びその他の制限をしている場合は、この限りでない。

 - ア 漁場区域
 - イ 採捕期間
 - ウ 全長制限
 - エ 漁具漁法
 - オ その他
- 2 遊漁料の額が妥当なものであること。
 - (1) 遊漁料の増額改定は、組合運営の健全化を図るために、次に掲げる事項の改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。
 - ア 一般管理費の経費節減
 - イ 増殖事業の適正化
 - ウ 組合費（組合員賦課金及び漁業料を言う。以下同じ。）の完全徴収
 - エ 遊漁料完全徴収のための方策
 - (2) 増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていること。
 - (3) 同種漁業につき、遊漁料の額（現場加算額を除く。）が次の範囲内であること。
 - ア 組合費の130%以下かつ現行遊漁料金の150%以下（特別料金を除く。）であること。
 - (4) 一日利用料金が設けられていること。
 - (5) 一日利用料金は、同種漁業の年利用料金基本額の2.5%以下であること。
 - (6) 現場加算額の増額改定は、2（1）イ及びエの改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。
 - (7) 現場加算額は、一日利用料金を上回るものでないこと。
 - (8) ただし、知事が特に認めた場合には、この限りではない。

(付 則)

- 1 この基準は、平成5年3月15日から施行する。
- 2 遊漁規則認可基準（昭和50年6月20日）は、廃止する。

(付 則)

- 1 この基準は、平成25年7月16日から施行する。

(付 則)

- 1 この基準は、令和2年2月13日から施行する。

5 内水漁管委第 号
令和 5 年 8 月 日

福 島 県 知 事 様

福島県内水面漁場管理委員会
会 長 片 山 亜 優

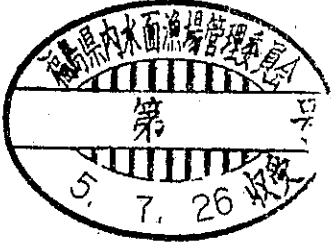
印

漁業権遊漁規則の認可について（答申）

令和 5 年 7 月 26 日付け 5 生流第 1793 号で諮問ありましたこのことについて、当
委員会の意見は下記のとおりです。

記

（事務担当 事務局 書記 鈴木 電話 024-521-7379）



5 生流第 1796 号
令和 5 年 7 月 26 日

福島県内水面漁場管理委員会長 様

福島県知事



漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与する
と認められる者」の判断基準について（協議）

このことについて、別紙のとおり判断基準を制定したいので、貴委員会の意見を求めま
す。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 鈴木 電話 024-521-7379）

漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準（案）

令和5年8月 日
福島県農林水産部水産課

1 趣旨

漁業法（昭和24年法律第267号）第73条第2項第2号に規定する地域の水産業の発展にもっとも寄与する者の判断基準について、「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知）及び「海区漁場計画の作成等について」（令和4年4月14日付け4水管第57号水産庁長官通知）を踏まえ、以下の場合において免許をすべき者を決定するための審査基準を定める。

- (1) 新たに設定された同一の個別漁業権について、複数の免許の申請がある場合
- (2) 類似漁業権である同一の個別漁業権について、複数の免許の申請がある場合であって、満了漁業権を有する者からの申請がない場合

2 判断基準

申請者ごとに以下に掲げる項目について評価を行い、地域の水産業の発展に最も寄与する者を総合的に判断する。

- (1) 漁業生産の増大
 - ・安定的な漁業生産が見込めるか。
 - ・当該漁業の経験・実績等（試験を含む）があるか。
- (2) 漁業所得の向上
 - ・安定的な収入が期待できるか。
- (3) 就業機会の確保
 - ・就業の確保及び安定した就業が図られる計画となっているか。
 - ・地域における就業機会の向上に寄与していると見込めるか。
- (4) その他
 - ・地域の漁業者との調和的発展や地元の水産物流通や加工など地域経済に寄与する者であるか。

3 審査方法

- ・漁業権免許申請書に添付の事業計画書により審査する。
- ・必要に応じて申請者へのヒアリングなどを行うものとする。

公聴会の結果について

1 公聴会の開催状況

開催月日：令和5年6月5日（月）14時00分～14時15分

開催場所：福島県農業総合センター 大会議室

出席者：委員3名、水産課（事務局）2名、内水面水産試験場1名
公述者2名

2 公述者

(1) こい養殖業 熊田純幸氏

(2) 郡山市長 品川萬里氏

(公述代理人 郡山市農林部農地課 課長補佐 大和田裕一氏)

3 公聴会の概要

(1) 公述者の公述及び質疑

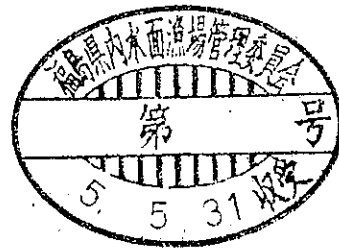
公示番号 漁場の区域	公述者	公述及び質疑の内容（要旨）
—	熊田純幸氏	(公述) ・漁場計画案の内容に異議なし。 (質疑) なし。
—	大和田裕一氏	(公述) ・漁場計画案の内容に異議なし。 ・悪臭の改善等、生活環境の保全を要望。 ・調整池機能としてのため池として利用促進を要望。 (質疑) なし。

福島県内水面区画漁業権漁場計画の案に関する公聴会出席者名簿

日時：令和 5年 6月 5日（月）午後2時～

会場：農業総合センター 大会議室

	所属（市町村）名	職名	氏名	備考（公述者：○）
01	新築内水面管理協議会	代表理事	籠田 純幸	○
02	郡山市	農地課長 佐々木	大和田 裕一	○
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				




公 述 申 請 書

令和5年 5月 29日

福島県内水面漁場管理委員会長

住 所 〒963-0213 福島県郡山市達瀬町多田野字鹿ノ原2-2

氏 名 熊田純幸 

年 齢 80才

職 業 鯉養殖業

下記のとおり公述いたしたく申請します。

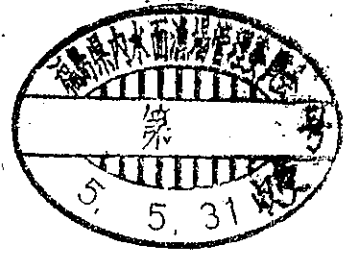
記

(公述の要旨)

内区第1～28号福島県内水面区画漁業権漁場計画の案について

漁業権決定を希望します。

公 述 申 請 書



令和5年5月31日

福島県内水面漁場管理委員会長 様

住 所 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号
氏 名 郡山市長 品川 万里



(郡山市農林部農地課
課長補佐 大和田 裕一)

下記のとおり公述したく申請いたします。

記

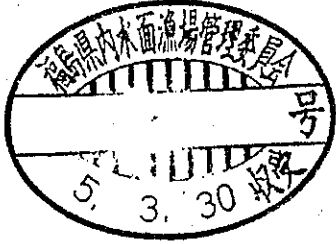
(公述の要旨)

内水面区画漁業権漁場計画について

本市は、全国屈指の養殖鯉の生産地として養鯉業の振興を図っており、鯉を地域特産物と位置づけ、生産振興を図っているところであり、漁業権漁場計画について異議ありません。

なお、市街地のため池は親水機能や市民の憩いの場としての役割を担っていることから、市民から悪臭の改善等、生活環境の保全について強く求められているところがあります。

さらに、近年の集中豪雨等により、市街地において浸水被害が多発しているため、調整池機能としてため池の利用促進が図られるよう、漁業権免許に当たり御配慮願います。



4生流第4802号
令和5年3月30日

福島県内水面漁場管理委員会長 様

福島県知事



福島県内水面区画漁業権漁場計画の案について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき福島県内水面区画漁業権漁場計画の案を別紙のとおり作成したので、同法第67条第2項により準用する同法第64条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 主事 村上 電話 024-521-7379）

1 概 要

知事は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、その管轄に属する内水面について、5年ごとに内水面漁場計画を定めるものとされている。

現在免許している漁業権の存続期間が令和5年12月31日で満了となることから、令和6年1月1日以降の内水面漁場計画を定めるもの。

法第64条第3項の規定により、漁場計画の案を福島県内水面漁場管理委員会に諮問する。

2 根拠法令等

法第67条、同条第2項で準用する第62条第2項及び第64条

3 内 容

福島内水面区画漁業権漁場計画の案のとおり

(1) 素案に対する意見聴取等の経過

素案のうち3件の漁場に関して、利害関係人から意見があった。

(別紙)「福島県内水面区画漁業権漁場計画の素案に関する意見及び検討結果」のとおり

(2) 意見に対する検討結果

意見の内容については、素案に示す「2漁業法第86条の規定による条件」において付す内容で充足する。このことから、漁場計画の案については、素案からの変更を要さない。

4 諮 問

令和5年4月17日開催 第21期第7回福島県内水面漁場管理委員会

5 経過及び今後の予定

(参考)「第二種区画漁業権免許一斉切替事務日程について」のとおり

福島県内水面区画漁業権漁場計画の案

1 漁業法第62条第2項の規定により掲げる事項

公示予定番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別
内区第1号	本宮市岩根字池前186	大池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第2号	郡山市富久山町久保田字北谷68	善宝池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第3号	郡山市山崎	五百湖池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第4号	郡山市深沢293	酒蓋池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第5号	郡山市大槻町字美女池	美女池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第6号	郡山市大槻町宇隠居免44	鎌倉池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第7号	郡山市大槻町字中ノ平南	新池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第8号	郡山市安積町笹川字荒池	荒池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第9号	郡山市安積町荒井字萬海	万海池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第10号	郡山市三種町川田字葉ノ木	葉ノ木池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第11号	郡山市三種町川田字葉ノ木	新高野池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第12号	郡山市三種町川田字高野	高野池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第13号	郡山市三種町川田字松ヶ下	かつぎ下ため池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第14号	郡山市三種町川田字上板橋	新池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第15号	郡山市三種町鎮山字七ツ池	七ツ池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第16号	郡山市逢瀬町多田野字上蓋の前	蓋の前池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第17号	郡山市逢瀬町多田野字下北沢2	北沢ため池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第18号	郡山市逢瀬町河内字山田120	山田池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第19号	郡山市逢瀬町河内字馬井戸102	堂尻ため池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第20号	郡山市逢瀬町多田野字堀口233	本沢池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第21号	須賀川市館ヶ岡字上ノ池25-1	上の池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第22号	須賀川市西川字笹平48	笹平池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第23号	須賀川市越久字真米22	真米池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第24号	須賀川市袋田字は清水44	北の内池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第25号	須賀川市仁井田字上ノ池	七ツ池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第26号	西白河郡矢吹町松原41	松原池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第27号	西白河郡矢吹町大久保46	牡丹池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第28号	西白河郡西郷村大字真船字赤坂5-2	赤坂ため池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権

2 漁業法第86条の規定による条件

以下の条件を付すこととする。

- 1 ため池からの取水及び排水の管理に支障を及ぼしてはならない。
- 2 ため池の堤体、施設等の保全及び維持管理に支障を及ぼしてはならない。
- 3 ため池の改修工事に支障を及ぼしてはならない。
- 4 ため池に逃魚防止網等の施設を設置する場合は、ため池の管理機関に協議しなければならない。
- 5 養魚に当たっては、常に地域環境の保全に留意しなければならない。

3 免許予定日

令和6年1月1日

4 免許の申請期間

令和5年 月 日から令和5年9月30日

5 内水漁管委第 号
令和 5 年 8 月 日

福 島 県 知 事 様

福島県内水面漁場管理委員会
会 長 片 山 亜 優



福島県内水面区画漁業権漁場計画の案について（答申）

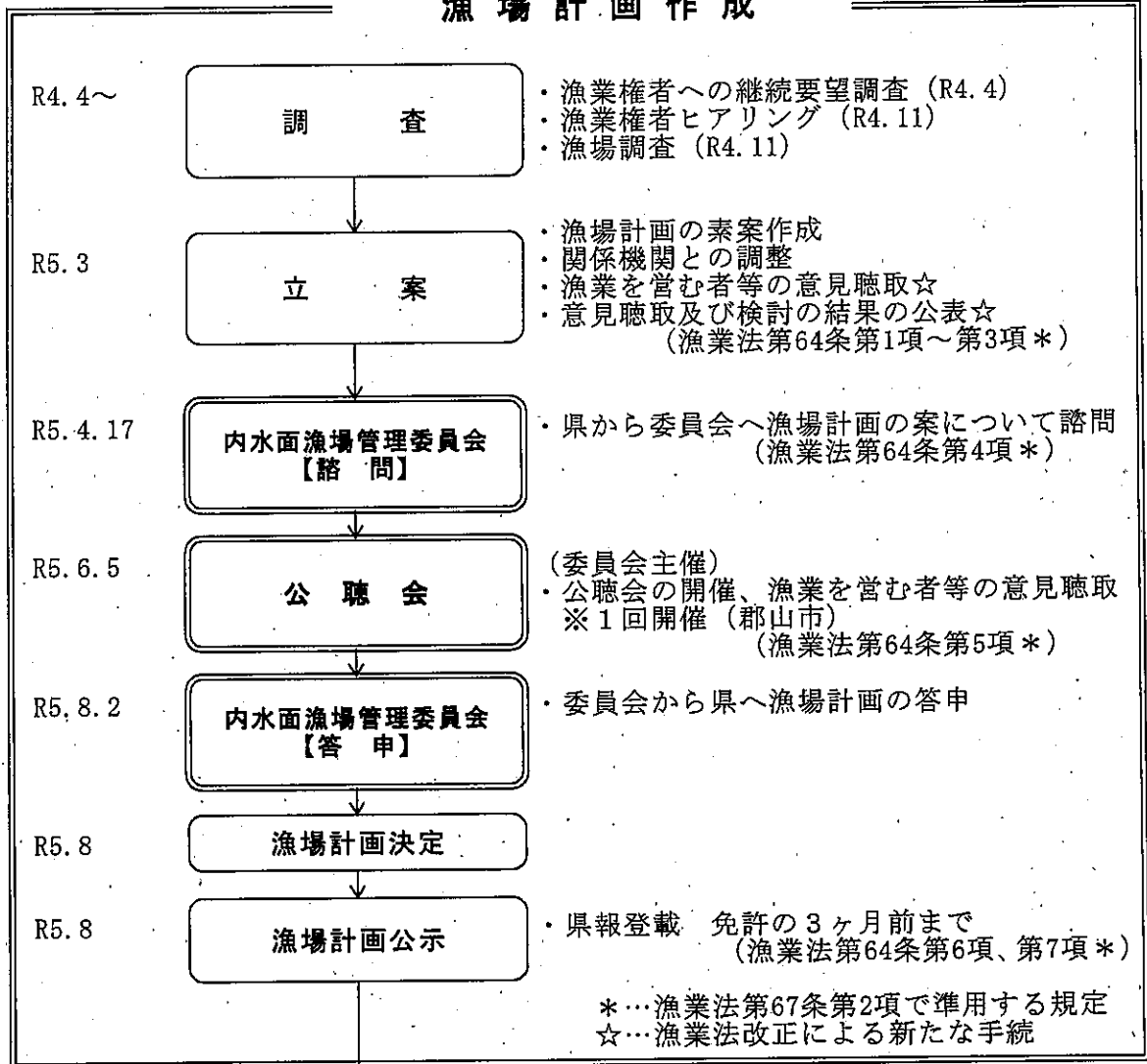
令和 5 年 3 月 30 日付け 5 生流第 4802 号で諮問ありましたこのことについて、当
委員会の意見は下記のとおりです。

記

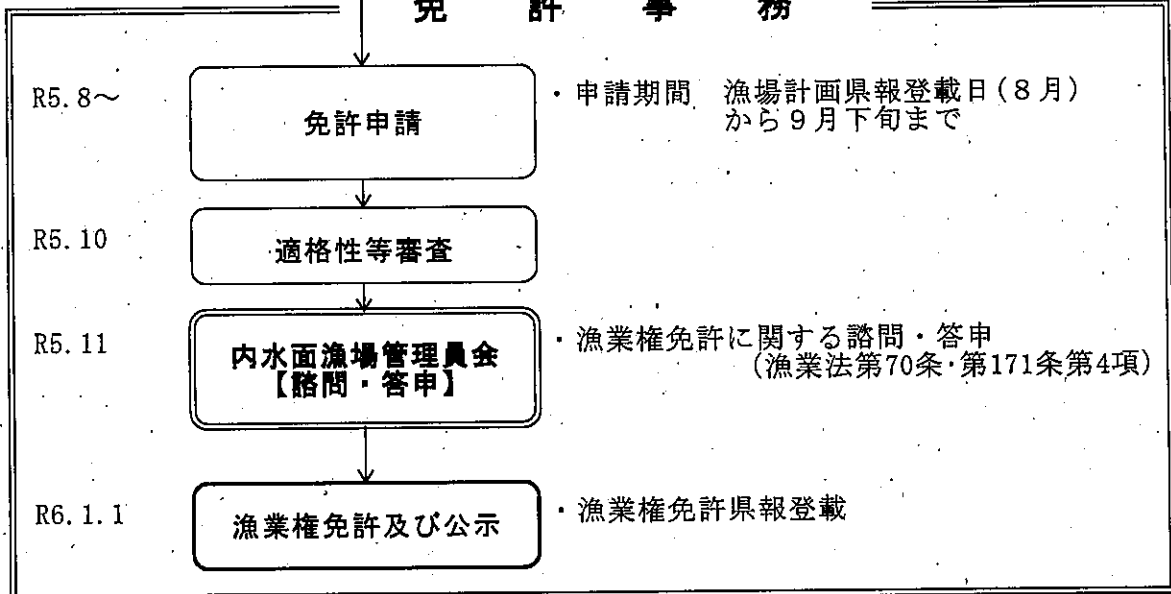
（事務担当 事務局 書記 鈴木 電話 024-521-7379）

第二種区画漁業権免許一斉切替事務日程について (参考)

漁場計画作成



免許事務



福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」の改正により、「福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号。以下「条例」という。）」が廃止されたことに伴い、関係部分を改めるもの。

2 改正の内容

廃止された条例を引用している箇所を改正する。

改正条項	改正内容
第12条第1項 第2号	「福島県個人情報保護条例」を、「個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行令及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例」に改める。

3 施行期日

県報掲載日とする。

4 附帯決議

県報掲載に当たり、文書法務課から字句の修正等軽微な変更について指示があった場合には、その処理を事務局に一任する。

福島県内水面漁場管理委員会運営規程（昭和59年福島県内水面漁場管理委員会告示第2号）新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>○福島県内水面漁場管理委員会運営規程</p> <p>第一条～第十一条（略）</p> <p>（会長の専決事項）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び福島県個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号）の規定に基づく個人情報の保護に関すること（審査請求に対する裁決を除く。）。</p> <p>2～3（略）</p> <p>第十三条～十七条（略）</p>	<p>○福島県内水面漁場管理委員会運営規程</p> <p>第一条～第十一条（略）</p> <p>（会長の専決事項）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）</p> <hr/> <p>____の規定に基づく個人情報の保護に関すること（審査請求に対する裁決を除く。）。</p> <p>2～3（略）</p> <p>第十三条～十七条（略）</p>

○福島県内水面漁場管理委員会運営規程（案）

昭和五十九年三月二十三日

福島県内水面漁場管理委員会告示第二号

改正 昭和六一年三月二五日内漁管委告示第二号

平成七年二月二四日内漁管委告示第一号

平成九年三月三日内漁管委告示第二号

平成一二年九月二九日内漁管委告示第六号

平成一五年三月二八日内漁管委告示第三号

平成二〇年三月二八日内漁管委告示第三号

平成二八年二月二六日内漁管委告示第三号

令和二年二月二五日内漁管委告示第三号

令和二年一二月二二日内漁管委告示第五号

令和四年三月一八日内漁管委告示第三号

令和五年 月 日内漁管委告示第 号

福島県内水面漁場管理委員会運営規程を次のように定める。

福島県内水面漁場管理委員会運営規程

（趣旨）

第一条 この規程は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）に定めるもののほか、福島県内水面漁場管理委員会の会議その他委員会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（会長の任期）

第二条 会長の任期は、当該会長である委員の任期とする。

（会議の招集）

第三条 福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の会議は、会長が招集し、及び主宰する。

- 2 前項の規定による会長の職務は、会長に事故があるときは、漁業法施行令第十三条第二項に規定する委員が代わつて行う。
- 3 委員会の会議の招集は、その会議を行う日の五日前までに、会議の日時、場所及び議題を委員、当該議題を調査審議するために選任した専門委員及び当該議題に係る関係者に文書により通知して行う。
- 4 会長は、委員の過半数から、委員会の会議に付議すべき議題を示して、委員会の会議の

招集の請求があつたときは、その請求のあつた日から七日以内に委員会の会議を招集しなければならない。

- 5 委員並びに第三項に規定する専門委員及び関係者は、会長が認めた場合、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に参加することができる。この場合においては、委員の参加は漁業法第七十三条で準用する漁業法第四百五条に規定する出席とみなす。

(議題)

第四条 委員会の会議では、前条第三項の規定によりあらかじめ通知した議題についてののみ議決するものとする。

- 2 会長は、緊急に審議する必要があると認める議題については、前項の規定にかかわらず、委員会の会議の議決を受けて議題とすることができる。

(県職員の出席依頼)

第五条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に県職員の出席を求めることができる。

(陳情等の取扱い)

第六条 陳情、請願その他これらに類するものについては、審議の上、採択するかしないかを決定する。

- 2 前項の場合において、採択しない旨の決定をしたときは、会長は、その旨及び採択しない理由を当該陳情、請願等をした者に通知するものとする。

(欠席届)

第七条 委員又は第三条第三項の規定により通知を受けた専門委員は、病気その他の理由により委員会の会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を会長に届け出るものとする。

(小委員会)

第八条 委員会は、調査及び審議のため必要があると認めるときは、その議決により、小委員会を設け、これに調査及び審議を要する案件を付託することができる。

- 2 小委員会は、会長が委員会の同意を得て指名する委員三人以上で組織する。
- 3 小委員会に小委員会の委員の互選により委員長をおく。
- 4 小委員会の会議その他小委員会の運営については、委員会に関する規定の例による。
- 5 委員長は、小委員会における調査及び審議の結果を文書で委員会に報告しなければならない。
- 6 小委員会は、付託された議題の調査及び審議を終了したときは、解散する。

(傍聴)

第九条 会長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、委員会の会議を傍聴しようとする者に対し、必要な指示をするものとする。

2 会長は、委員会の会議の秩序を保持するため特に必要があると認めるときは、漁業法第百四十五条第三項の規定による会議の公開の原則を害さない限度において、委員会の会議を傍聴しようとする者について、その数その他必要な制限をすることができるものとする。

(傍聴禁止)

第十条 会長は、委員会の会議を傍聴しようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その者の当該会議の傍聴を禁止し、又はその者に対して会議場から退場することを命ずるものとする。

- 一 銃器その他危険なものを所持している者
- 二 酒気を帯びている者

(議事録)

第十一条 委員会の会議の議事録には、会長及び会長が議事録署名人として指名する委員二人が、これに署名押印するものとする。

2 委員会の会議の議事録は、福島県内水面漁場管理委員会のウェブサイト上で公表する。

(会長の専決事項)

第十二条 会長は次に掲げる事項を専決することができる。

- 一 福島県情報公開条例(平成十二年福島県条例第五号)第十一条第一項の規定による決定及び通知、同条第二項の規定による決定及び通知、同条例第十二条第二項の規定による期間の延長及び通知並びに同条例第十三条の規定による通知
 - 二 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、個人情報保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年福島県条例第六十九号)の規定に基づく個人情報の保護に関すること(審査請求に対する裁決を除く。)
- 2 会長は、前項各号に掲げる事項以外の事項について、緊急に処理する必要がある、かつ、委員会を招集するいとまがないときは、これを専決することができる。
- 3 会長は、前二項の規定により専決をした事項について、次回の委員会の会議において委員会に報告しなければならない。

(事務局及びその職員)

第十三条 委員会の事務局は、福島県農林水産部生産流通総室水産課に置く。

- 2 事務局には書記長及び書記を置く。
- 3 書記長は、会長の命を受け、事務を処理し、書記を指揮監督する。
- 4 書記は、書記長の指揮監督を受け、事務をつかさどる。

(文書等の記号)

第十四条 文書等(福島県文書等管理規則(平成十二年福島県規則第百六十号)第二条第九号の文書等をいう。以下同じ。)には、記号を付するものとする。

- 2 文書等の記号は、暦年に相当する数字の次に「内水漁管委」を加えたものとする。

(文書等の取扱い)




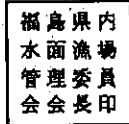
第十五条 この規程に定めるもののほか、委員会における文書等の取扱いについては、福島県文書等管理規則(本庁機関に関する部分に限る。)の例による。

(公示)

第十六条 委員会の公示は、福島県報に登載して行うものとする。ただし、緊急に処理することを要する事案で福島県報に登載するいとまのないものについては、委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(公印)

第十七条 委員会の公印は、次のとおりとする。

公印の名称	寸法 [単位ミリメートル]	字体	ひな形
福島県内水面漁場管理委員会印 (縦書き文書用)	方二五	古字体	
同 (横書き文書用)	同	同	
福島県内水面漁場管理委員会会長印 (縦書き文書用)	方二一	同	
同 (横書き文書用)	同	同	

附 則

この規程は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年内漁管委告示第二号)

この規程は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（平成七年内漁管委告示第一号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年内漁管委告示第二号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年内漁管委告示第六号）

この規程は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年内漁管委告示第三号）

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年内漁管委告示第三号）

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年内漁管委告示第三号）

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）の規定による開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定（以下「決定」という。）についての不服申立てであってこの規程の施行の日前にされた決定に係るものについての改正後の福島県内水面漁場管理委員会運営規程第十二条第一項第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年内漁管委告示第三号）

この規程は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第一条の政令で定める日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定及び第七条の改正規定は、公布の日から施行する。

（政令で定める日＝令和二年一二月一日）

附 則（令和二年内漁管委告示第五号）

この規程は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則（令和四年内漁管委告示第三号）

この規程は、令和四年三月十八日から施行する。

附 則（令和五年内漁管委告示第 号）

この規程は、令和五年 月 日から施行する。

福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

知事部局において「知事が保有する公文書の開示等に関する規則（平成12年福島県規則第162号）」が改正されたことに伴い、関係部分を改めるもの。

2 改正の内容

公文書の開示等に係る費用負担の区分を改正する。
その他、様式の所要の改正。

改正条項等	改正内容
別表第1 (第10条関係)	交付に係る費用負担の表を整理する。
別表第2 (第10条関係)	「カセットテープ」等による開示方法を削除し、「DVD」による開示方法を追加する。
様式第1号 (第2条関係)	様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

3 施行期日

県報登載日とする。

4 附帯決議

県報登載に当たり、文書法務課から字句の修正等軽微な変更について指示があった場合には、その処理を事務局に一任する。

福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程 (平成12年福島県内水面漁場管理委員会告示第4号) 新旧対照表 (案)

改正案		現行	
区分	金額	区分	金額
<p>○福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程</p> <p>第一条～第十一条 (略)</p> <p>別表第一 (第十条関係)</p>			
一 複写機による写し (日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。) の交付 (二に該当するものを除く。)	一枚につき十円	一 複写機による写しの交付	一枚につき十円
二 カラー複写機による写し (日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。) の交付	一枚につき三十四円	ア 複写機 (乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機を除く。) による写しの交付 (日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	一枚につき三十円
三 一又は二以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用	イ カラー複写機 (乾式間接静電式のものに限る。) による写しの交付 (日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	当該写しの作成に要する費用
四 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当	三 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当

する額		する額	
備考 一の項又はイの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。		備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。	
別表第二（第十条関係）		別表第二（第十条関係）	
区分	金額	区分	金額
一 複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	一枚につき十円	一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円
二 カラー複写機（乾式間接静電式のものに限る。）による写しの交付（日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	一枚につき三十円	二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付	一枚につき三十円
三 フレキシブルディスプレイスクリーン（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十九ミリメートルのものに限る。）に複写した物の交付	一枚につき三十円	(削除)	(削除)
四 録音カセットテープ（日本工業規格C五五六八に適合する記録時間百二十分のものに限る。）に複写した物の交付	一枚につき十円	(削除)	(削除)

(削除)	(削除)		
三 CD-R (日本産業規格XO六〇六及びXX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。)に複写したものの交付	一枚につき七十円		
四 DVD-R (日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。)に複写したものの交付	一枚につき百円		(新設)
五 一から四まで以外の方法により出力又は複写したものの交付	当該出力又は複写したものの作成に要する費用		当該写し又は複写した物の作成に要する費用
六 公文書を出力又は複写したものの送付に要する費用	当該出力又は複写したものの送付に要する費用に相当する額		当該写し等の送付に要する費用に相当する額
備考 一の項又は二の項の場合において、画面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。			
五 ビデオカセットテープ (日本工業規格C五五八一に適合する記録時間百二十分のものに限る。)に複写した物の交付			一枚につき二百円
六 光ディスク (日本工業規格XO六〇六及びXX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限り。)に複写した物の交付			一枚につき七十円
(新設)			(新設)
七 一から六まで以外の方法による写しの交付又は複写した物の交付			当該写し又は複写した物の作成に要する費用
八 公文書の写し又は公文書を複写した物の送付に要する費用			当該写し等の送付に要する費用に相当する額
(新設)			

様式第1号(第2条関係)

公文書開示請求書

年 月 日

福岡県内水面漁業管理委員会

(郵便番号)

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称

(代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

福岡県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の 件名又は内容	
求める開示 の方法	1 複製、複製又は複製 2 写しの交付 (1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付

※ 以下の欄には、記入しなくても構いません。

開示決定期限	年 月 日
備考	

備考

- 1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。
- 2 用紙の大きさは、日本標準規格A列4番とし、縦書きで用いてください。

様式第1号(第2条関係)

公文書開示請求書

年 月 日

福岡県内水面漁業管理委員会

(郵便番号)

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称

(代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

福岡県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の 件名又は内容	
求める開示 の方法	1 複製、複製又は複製 2 写しの交付 (1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付

※ 以下の欄には、記入しなくても構いません。

開示決定期限	年 月 日
備考	

備考

- 1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。
- 2 用紙の大きさは、日本標準規格A列4番とし、縦書きで用いてください。

○福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（案）

平成十二年九月二十九日

福島県内水面漁場管理委員会告示第四号

改正 平成一五年三月二八日内漁管委告示第四号

平成一七年三月二九日内漁管委告示第四号

平成二〇年三月二八日内漁管委告示第五号

平成二一年三月二四日内漁管委告示第三号

平成二八年二月二六日内漁管委告示第五号

平成二九年三月二四日内漁管委告示第四号

令和五年 月 日内漁管委告示第 号

福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程を次のように定める。

福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程

福島県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の開示等に関する規程（平成二年福島県内水面漁場管理委員会告示第二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規程は、福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が保有する公文書の開示等について、福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公文書開示請求書）

第二条 条例第六条第一項の開示請求書は、公文書開示請求書（様式第一号）とする。

（公文書開示決定通知書等）

第三条 条例第十一条第一項本文又は第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

一 条例第十一条第一項本文の規定による公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（様式第二号）

二 条例第十一条第一項本文の規定による公文書の一部を開示する旨の決定 公文書一部開示決定通知書（様式第三号）

三 条例第十一条第二項の規定による公文書の全部を開示しない旨の決定（条例第十条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときの開示をしない旨の決定を含む。） 公文書不開示決定通知書（様式第四号）

(公文書開示決定等期間延長通知書)

第四条 条例第十二条第二項の規定による通知は、公文書開示決定等期間延長通知書(様式第五号)により行うものとする。

(公文書開示決定等期間特例適用通知書)

第五条 条例第十三条の規定による通知は、公文書開示決定等期間特例適用通知書(様式第六号)により行うものとする。

(事案移送通知書)

第六条 条例第十四条第一項の規定による通知は、事案移送通知書(様式第七号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第七条 条例第十五条第一項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 開示請求に係る公文書に記録されているその第三者に関する情報の内容

三 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第十五条第一項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書(様式第八号)又は口頭により行うものとする。

3 条例第十五条第二項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書により行うものとする。

4 条例第十五条第三項(条例第二十一条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、公文書の開示に係る通知書(様式第九号)により行うものとする。

(公文書の開示)

第八条 条例第十六条第一項の規定による公文書(公文書を複写した物を含む。以下この条において同じ。)の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 委員会は、公文書の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該公文書を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該公文書の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 公文書の写しの交付の部数は、公文書一件名につき一部とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第九条 条例第十六条第二項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写

しの交付又は専用機器（開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。）により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴若しくはそれを複写した物の交付

二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複写した物の交付
(費用負担)

第十条 条例第十八条第一項の実施機関が定める額は、別表第一のとおりとする。

2 条例第十八条第二項の実施機関が定める額は、別表第二のとおりとする。

3 条例第十八条に規定する費用は、前納とする。

(審査会諮問通知書)

第十一条 条例第二十条の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第十号）により行うものとする。

附 則

この規程は、平成十二年十月一日から施行する。

別表第一（第十条関係）

区分	金額
一 複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円
二 カラー複写機による写し（日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付	一枚につき三十円
三 一又は二以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
四 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

別表第二（第十条関係）

区分	金額
一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に該当するものを除く。）	一枚につき十円
二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで	一枚につき三十円

<u>出力したものの交付</u>	
三 <u>CD-R</u> （日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる <u>光ディスクをいう。</u> ）に複写したものの交付	一枚につき七十円
四 <u>DVD-R</u> （日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる <u>光ディスクをいう。</u> ）に複写したものの交付	一枚につき百円
五 一から四まで以外の方法により出力又は複写したものの交付	当該出力又は複写したものの作成に要する費用
六 <u>公文書</u> を出力又は複写したものの送付に要する費用	当該出力又は複写したものの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

様式第1号（第2条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

福島県内水面漁場管理委員会会長

（郵便番号 ）

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称

（代表者の氏名）

連絡先

（電話番号 ）

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の 件名又は内容	
求める開示 の方法	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付（(1)窓口での交付 (2)郵送等による交付）

※ 以下の欄には、記入しないでください。

開示決定期限	年 月 日
備考	

備考

- 1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

※様式第2号～様式第10号（略）

附 則（平成一五年内漁管委告示第四号）

- 1 この規程は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づき提出されている公文書開示請求書は、改正後の福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の規定に基づいて提出された公文書開示請求書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一七年内漁管委告示第四号）

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年内漁管委告示第五号）

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年内漁管委告示第三号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）様式第一号による公文書開示請求書は、改正後の福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程様式第一号による公文書開示請求書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第一号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二八年内漁管委告示第五号）

- 1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下「整備条例」という。）第六条の規定による改正前の福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号。以下「改正前の条例」という。）第十一条第一項若しくは第二項の決定（以下「開示決定等」という。）又は改正前の条例第五条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって整備条例の施行の日前にされた開示決定等又は整備条例の施行の日前にされた開示請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第七条第四項、第十一条、様式第九号及び様式第十号の規定の適用については、改正後の規程第七条第四項中「条例第二

十一条」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下この項及び第十一条において「整備条例」という。）附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六条の規定による改正前の条例第二十一条」と、改正後の規程第十一条中「条例第二十条」とあるのは「整備条例附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六条の規定による改正前の条例第二十条」と、改正後の規程様式第九号中「第21条」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6条の規定による改正前の福島県情報公開条例第21条」と、「3か月」とあるのは「60日」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」と、改正後の規程様式第十号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」と、「福島県情報公開条例第19条第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6条の規定による改正前の福島県情報公開条例第19条第1項」と、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とする。

附 則（平成二九年内漁管委告示第四号）

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（令和五年内漁管委告示第 号）

この規程は、令和五年 月 日から施行する。

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等
に関する規程の制定について（概要）

1 制定の趣旨

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、県における個人情報保護制度については、法の規定が直接適用されることとなったため、知事部局において「福島県個人情報保護条例」（平成6年福島県条例第71号）を廃止し、「福島県個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和4年福島県条例第69号。以下「施行条例」という。）を新たに制定した。

当委員会においても、法改正及び施行条例の制定に対応するために、現行の規程を廃止し、新たに必要な事項を定めるもの。

2 制定の内容

法及び施行条例において、当委員会が定めることとされている開示の方法及び開示に係る費用負担について定める。

3 施行期日

県報登載日とする。

4 附帯決議

県報登載に当たり、文書法務課から字句の修正等軽微な変更について指示があった場合には、その処理を事務局に一任する。

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成7年内水面漁場管理委員会告示第6号）新旧対照表（案）

新（案）	旧（現行）
<p>○福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程</p> <p>令和五年 月 日</p> <p>福島県内水面漁場管理委員会告示第__号 (削除)</p> <p>福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。</p> <p>福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程</p>	<p>○福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程</p> <p>平成七年三月三十一日</p> <p>福島県内水面漁場管理委員会告示第__号</p> <p>改正 平成一二年 三月三十一日内漁管委告示第三号</p> <p>平成一二年 九月二十九日内漁管委告示第五号</p> <p>平成一四年 三月二十九日内漁管委告示第二号</p> <p>平成一五年 三月二十八日内漁管委告示第五号</p> <p>平成一七年 三月二十九日内漁管委告示第三号</p> <p>平成二〇年 三月二十八日内漁管委告示第四号</p> <p>平成二七年三月三日内漁管委告示第三号</p> <p>平成二八年二月六日内漁管委告示第四号</p> <p>平成二八年九月三〇日内漁管委告示第七号</p> <p>平成二九年三月二四日内漁管委告示第三号</p> <p>平成二九年九月八日内漁管委告示第五号</p> <p>福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。</p> <p>福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程</p>

(趣旨)

第一条 この規程は、福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が取り扱う個人情報保護等について、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「施行令」という。）及び福島県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(削除)

(趣旨)

第一条 この規程は、福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が取り扱う個人情報保護について、福島県個人情報保護条例（平成十六年福島県条例第七十一号。

以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第二条 条例第五条第一項の個人情報取扱事務登録簿は、様式第一号のとおりとする。

2 次の各号に掲げる請求書は、それぞれ当該各号に定める請求書とする。

- 一 条例第十四条第一項の請求書 自己情報開示請求書（様式第二号）
- 二 条例第二十条第一項の請求書 自己情報訂正請求書（様式第三号）
- 三 条例第二十一条の六第一項の請求書 自己情報利用停止請求書（様式第四号）

3 次の各号に掲げる通知は、それぞれ当該各号に定める通知書によるものとする。

- 一 条例第十五条第二項の規定による通知（保有個人情報の全部を開示する場合） 自己情報開示決定通知書（様式第五号）
- 二 条例第十五条第二項の規定による通知（保有個人情報の一部を開

- 示する場合) 自己情報一部開示決定通知書 (様式第六号)
- 三 条例第十五条第二項の規定による通知 (保有個人情報の全部を開示しない場合) 自己情報不開示決定通知書 (様式第七号)
- 四 条例第十五条第四項の規定による通知 自己情報開示決定等期間延長通知書 (様式第八号)
- 五 条例第十五条第五項の規定による通知 自己情報開示決定等期間特例適用通知書 (様式第九号)
- 六 条例第十五条第六項の規定による通知 意見書提出機会付与通知書 (様式第十号)
- 七 条例第十五条第七項 (条例第二十二条の三において準用する場合を含む。)の規定による通知 保有個人情報の開示に係る通知書 (様式第十一号)
- 八 条例第十五条の二第一項の規定による通知 自己情報開示請求事案移送通知書 (様式第十二号)
- 九 条例第二十一条第二項の規定による通知 (保有個人情報の全部を訂正する場合) 自己情報訂正決定通知書 (様式第十三号)
- 十 条例第二十一条第二項の規定による通知 (保有個人情報の一部を訂正する場合) 自己情報一部訂正決定通知書 (様式第十四号)
- 十一 条例第二十一条第二項の規定による通知 (保有個人情報の全部を訂正しない場合) 自己情報不訂正決定通知書 (様式第十五号)
- 十二 条例第二十一条第五項の規定による通知 自己情報訂正決定等期間延長通知書 (様式第十六号)

- 十三 条例第二十一条第六項の規定による通知 自己情報訂正決定等
期間特例適用通知書 (様式第十七号)
- 十四 条例第二十一条の二第一項の規定による通知 自己情報訂正請
求事案移送通知書 (様式第十八号)
- 十五 条例第二十一条の三の規定による通知 保有個人情報訂正に
係る通知書 (様式第十九号)
- 十六 条例第二十一条の七第二項の規定による通知 (保有個人情報の
全部を利用停止する場合) 自己情報利用停止決定通知書 (様式第
二十号)
- 十七 条例第二十一条の七第二項の規定による通知 (保有個人情報の
一部を利用停止する場合) 自己情報一部利用停止決定通知書 (様
式第二十一号)
- 十八 条例第二十一条の七第二項の規定による通知 (保有個人情報の
全部を利用停止しない場合) 自己情報利用不停止決定通知書 (様
式第二十二号)
- 十九 条例第二十一条の七第五項において準用する条例第二十一条第
五項の規定による通知 自己情報利用停止決定等期間延長通知書
(様式第二十三号)
- 二十 条例第二十一条の七第五項において準用する条例第二十一条第
六項の規定による通知 自己情報利用停止決定等期間特例適用通知
書 (様式第二十四号)
- 二十一 条例第二十一条の二の規定による通知 審査会諮問通知書
(様式第二十五号)

(削除)

(個人情報取扱事務の登録事項)

第三条 条例第五条第一項第七号の委員会が定める事項は、個人情報取扱事務の処理の概要とする。

(削除)

(本人等の証明に必要な書類)

第四条 条例第十四条第二項(条例第十六条第四項、第二十条第三項及び第二十一条の六第二項において準用する場合を含む。)に規定する自己が開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)であることを証明するために必要な書類として委員会が定めるものは、次のとおりとする。

一 本人が請求をする場合は、アに掲げる書類のいずれか一。ただし、アに掲げる書類を提示することができない場合には、イに掲げる書類のいずれか二

ア 個人番号カード、運転免許証、旅券、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、身体障害者手帳その他の国若しくは地方公共団体の機関(以下「官公庁」という。)が発行した写真の貼り付けられた身分証明書若しくは資格証明書又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校が発行した写真の貼り付けられた身分証明書

イ 健康保険等の被保険者証、年金手帳、国民年金等の年金証書、在学証明書その他の本人であることを確認するために委員会が適当と認める書類

二 法定代理人が本人に代わって請求をする場合は、当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍抄本、後見開始の審判に係る家事審判書謄本その他の当該法定代理人の資格を確認するために委員会が適当と認める書類のいずれか一

三 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、当該代理人に係る個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年／内閣府／総務省／令第三号）第一条第一項各号に掲げる書類並びに本人の実印が押印された委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求をする日前三月以内に作成されたものに限る。）その他の当該代理人が委任を受けていることを確認するために委員会が適当と認める書類
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第五条 条例第十五条第六項の委員会が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示請求の年月日
 - 二 開示請求に係る保有個人情報に含まれているその第三者に関する情報の内容
 - 三 意見書の提出先及び提出期限
- (開示の実施)

第六条 条例第十六条第一項の規定による保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 委員会は、条例第十六条第三項又は第三項の規定により保有個人情報

(削除)

(開示の実施)

第二条 法第八十七条第一項の規定による保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 委員会は、法第八十七条第一項 _____ の規定により保有個人情報

報が記録されている物の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該閲覧、聴取又は視聴に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 法第八十七条第一項の規定による写しの交付の部数は、請求一件につき一部とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第三条 法第八十七条第一項の委員会が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器（開示決定を受けたもの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。）により再生したものの閲覧、聴取又は視聴若しくはそれを複写した物の交付

二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複写した物の交付

(削除)

(費用負担)

第四条 条例第五条第二項の委員会が定める額は、別表第一のとおりとする。

報が記録されている物の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該閲覧、聴取又は視聴に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 条例第十六条第二項又は第三項の規定による写しの交付の部数は、請求一件につき一部とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第七条 条例第十六条第二項の委員会が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器（開示決定を受けたもの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。）により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴若しくはそれを複写した物の交付

二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複写した物の交付

(開示請求の特例に係る告示)

第八条 委員会は、条例第十七条第一項の規定により、口頭により開示請求ができた保有個人情報を選定したときは、その内容及び開示の方法を福島県報に告示するものとする。

(費用負担)

第九条 条例第十八条第二項の委員会が定める額は、別表第一のとおりとする。

- 2 条例第五條第三項の委員会が定める額は、別表第二のとおりとする。
- 3 条例第五條第二項及び第三項に規定する費用は、前納とする。
- 4 施行令第二十八條第四項の規則で定める方法は、現金で納付する方法
 その他委員会が定める方法とする。

附 則

- 1 この規程は、令和五年 月 日から施行する。
- 2 福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程（平成七年福島県内水面漁場管理委員会告示第六号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 前項の規定の施行の際現に提出されている旧規程様式第二号による自己情報開示請求書、旧規程様式第三号による自己情報訂正請求書及び旧規程様式第四号による自己情報利用停止請求書は、前項の規定の施行の日以降においてそれぞれ法の相当の規定に基づいて提出された請求書とみなす。
- 4 第二項の規定の施行の際現に作成されている旧規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

別表第一（第四条関係）

区分	金額
(削除) 複写機	一枚につき十円
による写し（日本産業規	

- 2 条例第十八條第二項の委員会が定める額は、別表第二のとおりとする。

- 3 条例第十八條 _____ に規定する費用は、前納とする。
 (新設)

附 則

- この規程は、平成七年四月一日から施行する。

(新設)

(新設)

(新設)

別表第一（第九条関係）

区分	金額
複写機による写しの交付	
複写機（乾式間接静電式のもの）に限り、 カラー複写機を除く。）による写し	一枚につき十円

格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)の交付(二に該当するものを除く。)	
イ カラー複写機(乾式間接静電式のものに限る。)による写し	一枚につき三十円
の交付(日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	
二 一以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
三 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項又はイの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

別表第二(第九条関係)

区分	金額
一 複写機(乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機を除く。)による写しの交付(日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	一枚につき三十円
二 カラー複写機(乾式間接静電式のものに限るものに限る。)	一枚につき三十円

格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)の交付(二に該当するものを除く。)	
二 カラー複写機による写し(日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)の交付	一枚につき三十円
三 一又は二以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
四 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

別表第二(第四条関係)

区分	金額
一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したもの(二)の交付(二に該当するものを除く。)	一枚につき三十円
二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に	一枚につき三十円

カラーで出力したものの交付					
(削除)					
(削除)					
(削除)					
三 CD-R (日本産業規格XO六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。)に複写したものの交付					一枚につき七十円
四 DVD-R (日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。)に複写したものの交付					一枚につき百円
五 ビデオカセットテープ (日本工業規格C五五八一に適合する記録時間百二十分のものに限る。)に複写した物の交付					一枚につき二百円
六 光ディスク (日本工業規格XO六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。)に複写した物の交付					一枚につき七十円
(新設)					

<p>五 一から四まで以外の方法により出力又は複写したものの交付</p>	<p>当該出力又は複写したものの作成に要する費用</p>
<p>六 公文書を出力又は複写したものの交付に要する費用</p>	<p>当該出力又は複写したものの送付に要する費用に相当する額</p>
<p>備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。 (削除)</p>	
<p>七 一から六まで以外の方法による写しの交付又は複写した物の交付</p>	<p>当該写し又は複写した物の作成に要する費用</p>
<p>八 公文書の写し又は公文書を複写した物の送付に要する費用</p>	<p>当該写し等の送付に要する費用に相当する額</p>
<p>(新設)</p> <p>様式第1号(第2条関係)～様式第25号(第2条関係)(略)</p>	

○福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（案）

令和五年__月__日

福島県内水面漁場管理委員会告示第__号

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程

（趣旨）

第一条 この規程は、福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が取り扱う個人情報の保護等について、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「施行令」という。）及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開示の実施）

第二条 法第八十七条第一項の規定による保有個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 委員会は、法第八十七条第一項の規定により保有個人情報が記録されている物の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該閲覧、聴取又は視聴に係る物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 法第八十七条第一項の規定による写しの交付の部数は、請求一件につき一部とする。

（電磁的記録の開示の方法）

第三条 法第八十七条第一項の委員会が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙に出力した物の閲覧若しくはその写しの交付又は専用機器（開示決定を受けたものの閲覧、聴取又は視聴の用に備え付けられているものに限る。以下同じ。）により再生したものの閲覧、聴取又は視聴若しくはそれを複写した物の交付

二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又はそれを複写した物の交付

（費用負担）

第四条 条例第五条第二項の委員会が定める額は、別表第一のとおりとする。

- 2 条例第五条第三項の委員会が定める額は、別表第二のとおりとする。
- 3 条例第五条第二項及び第三項に規定する費用は、前納とする。
- 4 施行令第二十八条第四項の規則で定める方法は、現金で納付する方法その他委員会が定める方法とする。

附 則

- 1 この規程は、令和五年__月__日から施行する。
- 2 福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成七年福島県内水面漁場管理委員会告示第六号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。
- 3 前項の規定の施行の際現に提出されている旧規程様式第二号による自己情報開示請求書、旧規程様式第三号による自己情報訂正請求書及び旧規程様式第四号による自己情報利用停止請求書は、前項の規定の施行の日以降においてそれぞれ法の相当の規定に基づいて提出された請求書とみなす。
- 4 第二項の規定の施行の際現に作成されている旧規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

別表第一 (第四条関係)

区分	金額
一 複写機による写し(日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)の交付(二に該当するものを除く。)	一枚につき十円
二 カラー複写機による写し(日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙によるものに限る。)の交付	一枚につき三十円
三 一又は二以外の方法による写しの交付	当該写しの作成に要する費用
四 公文書の写しの送付に要する費用	当該写しの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

別表第二 (第四条関係)

区分	金額
一 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの交付(二に該当するものを除く。)	一枚につき十円

二 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付	一枚につき三十円
三 CD-R（日本産業規格XO六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付	一枚につき七十円
四 DVD-R（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる光ディスクをいう。）に複写したものの交付	一枚につき百円
五 一から四まで以外の方法により出力又は複写したものの交付	当該出力又は複写したものの作成に要する費用
六 公文書を出力又は複写したものの送付に要する費用	当該出力又は複写したものの送付に要する費用に相当する額

備考 一の項又は二の項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。

令和5年度

通常総会議案

期 日 令和5年5月26日（金）

場 所 TKP ガーデンシティ御茶ノ水

（東京都千代田区神田駿河台 3-11-1）

全国内水面漁場管理委員会連合会

通常総会次第

1 開 会 の 辞

2 会 長 あ い さ つ

3 来 賓 祝 辞

4 表 彰

5 議 長 選 出

6 議 長 あ い さ つ

7 議事録署名人の選出

8 議 事

第1号議案 全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について

第2号議案 令和4年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について

第3号議案 令和5年度事業計画案及び収支予算案について

第4号議案 令和5年度提案書案について

9 そ の 他

役員の交代について

10 閉 会 の 辞

第3号議案

令和5年度事業計画案及び収支予算案について

令和5年度事業計画書（案）

令和5年4月1日～令和6年3月31日

内水面漁業は、特色ある地域産業として、国民への食料供給に大きな役割を果たすとともに、その生産の基盤である河川・湖沼は、多様な生物の繁殖・育成の場となるほか、生活に必要な水の供給、国民の憩いの場を提供する豊かな水辺空間の創造など、国土の自然環境の保全についても密接な関わりを有する産業となっております。

しかしながら、河川・湖沼を取り巻く環境は、水質や水量の変化、河川工作物が水産生物に与える影響など、依然として内水面漁業にとって厳しいものであると言えます。

さらには、コイヘルペスウィルス病や冷水病をはじめとする各種魚病や、オオクチバス・ブルーギル等の外来魚、カワウ等の鳥類による有用魚類等の食害の問題も、内水面漁業に大きな影響を及ぼしているところです。

こうした状況に対し、全国内水面漁場管理委員会連合会は、会員相互の密接な連携と情報交換のもと、円滑な漁業調整等を図ることはもとより、内水面における総合的な水面利用や漁場環境保全等の推進という大きな役割を果たすべく、以下の事業を実施いたします。

1 通常総会

令和5年5月26日、東京「TKPガーデンシティ御茶ノ水」にて開催し、以下の事項について審議する。

- (1) 会則の一部改正について
- (2) 令和4年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について
- (3) 令和5年度事業計画案及び収支予算案について
- (4) 令和5年度提案書案について

2 役員会

第1回：令和5年5月26日、東京「TKPガーデンシティ御茶ノ水」にて開催し、通常総会の運営等について審議する。

第2回：令和6年3月に開催し、令和6年度通常総会提出議案等について審議する。

3 監事監査

令和5年5月26日、東京「TKPガーデンシティ御茶ノ水」にて令和4年度事業及び収支決算について、監事による監査を実施する。

4 表彰選考委員会

委員表彰要領及び事務局職員表彰要領に基づき、令和6年度に行う表彰に向け、令和6年3月、令和6年度表彰者の選考を行い、被表彰者を決定する。

5 漁場管理対策検討会

第1回：令和5年8月に開催し、令和5年度提案結果に基づき令和5年度提案項目等につ

いて検討する。

第2回：令和6年3月に開催し、令和6年度提案書案について検討する。

6 中央提案

令和5年6月に、通常総会の決議に基づき、関係省庁に対し提案行動を実施する。

7 ブロック協議会

各ブロック内の内水面漁場に係る総合的利用のあり方及び当面する諸問題について、会員等関係機関相互の情報交換と解決方策を協議・検討するとともに、会員相互の連携を密にすることを目的として、以下の予定でブロック協議会を開催する。

- (1) 東日本ブロック協議会 栃木県で開催（時期は10月～11月を予定）
- (2) 中日本ブロック協議会 奈良県 //
- (3) 西日本ブロック協議会 福岡県 //

8 研修会

各都道府県内水面漁場管理委員並びに事務局及び都道府県職員への情報提供及び資質の向上を図ることを目的として、水産庁の協力を得て、令和5年9月に開催する。

9 役員県事務局長会議

令和6年2月に、次年度提案項目の進捗状況の報告、令和5年度事業結果・収支決算案、令和6年度事業計画案・収支予算案等について協議する。

10 会報等の発行

会員に対する情報の提供を目的として、会報を年1回発行する。

また、「内水面漁場管理委員会委員名簿」、「内水面漁場管理委員会指示集」、「外来生物及び鳥類関係影響状況等調査結果」を作成し、電子データにて会員に提供する。

【令和5年度事業予定一覧表】

開催時期	事業内容	開催場所
令和5年5月26日	令和4年度事業監事監査 令和5年度第1回役員会 令和5年度通常総会 令和5年度表彰式	東京都
6月	総会決議による中央提案	東京都
8月	第1回漁場管理対策検討会	東京都
9月	研修会	東京都
10～11月	ブロック協議会 東日本 中日本 西日本	栃木県 奈良県 福岡県
令和6年2月	役員県事務局長会議	検討中
3月	表彰選考委員会 第2回漁場管理対策検討会 第2回役員会 会報No.115を発行	東京都

第4号議案

令和5年度提案書案について

提 案 書

内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。

当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和5年5月26日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。

つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。

なお、提案項目の記載順につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。

令和5年 月 日

全国内水面漁場管理委員会連合会

会 長 林 英 志

I 外来魚対策について

【趣旨】

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成17年6月に施行され、特定外来生物の生きたままでの持ち出しや移植放流が制限されてきました。平成25年6月には同法が改正され、これまで飼養等の許可を受けた者のみにしか適用できなかった主務大臣による措置命令等を密放流者に対しても適用できるようにするとともに、措置命令の内容についても、放流した特定外来生物の回収まで命ずることができるようになりました。さらに、オオタナゴやコウライギギ等の1科、10種、1交雑種の魚類については平成28年10月1日から、ガー科全種及びガー科に属する種間交雑種については平成30年4月1日から規制の対象となりました。

また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら法の整備が進む中、令和4年度においても未だ、共同漁業権940件中446件で外来生物による被害が発生しております。

このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で自主的に駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害を把握するように努めるとともに、開発された駆除技術等をもとに、関係者と協力してそれぞれの水域の特性に応じた効果的な防除対策を戦略的に進められるよう、普及・指導を図ること。
- 2 密放流行為を防止するなどの法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。
- 3 外来魚による食害を防止し、健全な内水面漁場を維持するためには、外来魚の駆除や、採捕した外来魚のリリリースを抑制し回収を進めるための対策等が必要であり、漁業協同組合等が適切な対策が実施できるよう、予算の拡充を図ること。
- 4 新たな水域で特定外来生物が発見された際に、効果の高い早期の対応を行うため、柔軟に使用可能な予算の確保や調査及び駆除への支援等、国が速やかに対応する枠組みを構築すること。

5 漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。

II 魚病対策について

【趣旨】

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、水産動物及び輸入防疫対象疾病や特定疾病等の見直しがなされ、更に、平成28年7月には水産防疫対策要綱が策定され、水産防疫に係る基本的な方向が示されたところであり、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されているところでもあります。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユについては、冷水病による被害が根絶されていない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタルリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。

同様にコイについても多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種とされておりますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の発生が確認されて以来、稚魚の放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっております。

また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。さらに、河川内での冷水病病原菌の時空間的な変遷や分布を把握するため、環境DNA解析などの技術を用いた基本的手法を確立し、全国河川における調査を実施すること。
- 2 KHV病発生から10年以上経過し、感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となって基準を示すこと。
- 3 水生生物の輸入にあたっては、新たな疾病のまん延を防止するため、輸入後に仕向先の養殖場において健康状態や移動等について監視する際に閉鎖された隔離施設での管理することの法的な義務付けや、迅速な連絡周知体制及び感染経路の解明・防疫体制の整備を推進し、水際での対策に万全を期すこと。

- 4 現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、具体的な対策を行うこと。

Ⅲ 鳥類による食害対策について

【趣旨】

平成19年6月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」の一部改正により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。

また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。

更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和4年度の調査では共同漁業権940件中575件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。

このように、全国的に重要な問題であるカワウを始めとする鳥類による食害防止にあたっては、被害防止のための効率的な手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、カワウ対策に関するマニュアルの整備をいただいているところですが、引き続き、このことに対する国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が切に望まれるところであります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 カワウによる食害を軽減するため、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制を整備し、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。
- 2 サギ類やカモ類による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。
- 3 健全な内水面漁場を維持するため、カワウの食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

【趣旨】

平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されております。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。

また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。

このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について森林所有者をはじめとする林業関係者への指導・啓発を行うとともに、適切な利水の推進により、土砂及び流木の管理、適正流量の確保、水辺環境の再生を図ること。

また、森林伐採にかかる間伐等の管理の徹底および皆伐地の管理体制の強化等、森林保全の適正化を図ること。

さらに、河川周辺の斜面崩落等によって漁場へ流入した土砂および竹木等の除去ならびに漁場から流失した転石の回復等の基盤整備について、対策を講じること。

併せて、大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発しており、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりをより進めていくこと。

- 2 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、特に水生生物の生息に配慮した適切な排水基準の設定及び栄養塩管理により、水質の保全を図ること。

また、水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤や徐放性肥料ならびに除草剤等について、国が中心となって自然水域への影響を調査するとともに、その影響を防止する措置を講じること。

- 3 漁場管理上支障を来たしている河川及び湖沼内樹木については伐採に努めるとともに、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと。
- 4 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを実施するとともに、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。
また、災害復旧、復興事業の実施にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮すること。
さらに、個々の工事の事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、水生生物にとって最善な環境が保たれるよう維持管理の徹底を図ること。
- 5 オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。
- 6 内水面は水産物を供給する場であるほか、憩いの場やレジャーの場であるなど多面的な機能を有している。その内水面を持続的に活用していくために、自然環境保全の大切さや、オオクチバス等の特定外来生物や国内外来種等、本来生息しない生物が漁業のみならず生態系に及ぼす影響、内水面漁業の魅力について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。
特に、児童生徒に対して、環境保全の必要性、外来魚問題及び内水面漁業の魅力等を啓発することが大切であるため、国が出先機関を経由するなどして河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、現場において関係機関が密接に連携してより効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。
また、内水面の多面的な利用と漁業権の適正な行使の両立を図る観点から、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。
- 7 濁水現象が発生するダム（農業利水用のダムを含む）については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。
また、貧酸素水放流やダムのヘドロの堆積による影響も懸念されていることから、ダムが河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。
- 8 天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急

に構築し、資源量の増減メカニズムを解明し、天然資源回復に向けた対策・方法等を示すこと。

9 気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を進め、その適応策について検討を進めること。

V 放射性物質による汚染対策について

【趣旨】

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。

当該原子力事故により放射性物質による汚染が広範囲に広がっており、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしております。

淡水魚については、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。

特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。

また、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握すること。
- 2 陸上への降雨等によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。
- 3 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、漁業の再開には除染対策の実施が必須であることから、有効な除染対策を検討し、実施すること。
- 4 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスを解明するとともに、漁業の早期再開に向けた道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。

また、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業現場に紹介し、効果的な対応策を早急に検討すること。

VI ウナギの資源回復について

【趣旨】

内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。

ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。

このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。

また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。

内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。

放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているものの未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

1. ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。
2. シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。
また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。
3. 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。
4. シラスウナギの大量生産技術の実用化に向けた取り組みを一層推進していくこと。

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度について

【趣旨】

内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。

一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。
- 2 独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。

